

令和 元 年度

児童虐待防止活動のまとめ



令和 2 年 12 月

佐倉市健康こども部児童青少年課

はじめに

全国215か所の児童相談所が令和元年度に対応した児童虐待の相談件数は、193,780件となり、過去最多の件数でした。調査を開始した平成2年度から29年連続で増加しており、10年前と比べると、約4.4倍となっています。

千葉県内においては、平成31年1月に野田市、令和2年1月には市原市で、相次いで児童虐待による死亡事件が発生し、尊い命が失われました。

また、令和2年3月には、全国一斉に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小中学校等の臨時休業が実施される中、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まることが懸念されました。

国においては、平成31年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化」について対策を決定し、その実施に向け、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を令和元年6月に成立（施行令和2年4月）、児童虐待防止対策の強化・徹底が進められています。

このような中、佐倉市では、市内5ヶ所に開設されている「子育て世代包括支援センター」をはじめ、母子保健事業との児童虐待対策の連携の強化、虐待の発生予防に取り組んでおります。また、令和2年1月には、野田市の死亡事例について、県の児童虐待死亡事例検証委員会で副委員長を務められた小木曾 宏先生を講師に、要保護児童対策地域協議会の研修会を開催し、「児童虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関並びに庁内関係所属との連携強化を図るとともに、支援中の家庭が転出入した際の自治体間での確実な引継ぎの実施等、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めております。

ここに、令和元年度における家庭児童相談や児童虐待防止等の取組状況をまとめました。現状をご理解いただくとともに、業務に関するマニュアル等も添付いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。

令和2年12月

児童青少年課

目 次

1. 令和元年度健康こども部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容	1
2. 令和元年度家庭児童相談援助事業の実績	2
(1) 年間家庭児童相談援助実績	2
(2) 新規家庭児童相談受付状況	3
(3) 新規児童虐待相談受付状況	4
(4) 佐倉市相談件数年度推移	5
(5) 相談の状況	5
3. 児童虐待防止活動	6
(1) 児童虐待防止ネットワークによる会議	6
(2) 養育支援訪問事業	6
(3) 主催研修	7
(4) 啓発活動	8
(5) 他機関連携	9
4. 職員研修の状況	10
5. 今後の行政施策実施方針	11

資 料

○佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱	12
○佐倉市養育支援訪問事業実施要綱	14
○佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱	18
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱	21
○佐倉市児童虐待対応フローチャート	25
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク 実務者会議	26
○佐倉市児童虐待防止ネットワーク（ケース検討会議）進行	30
○ケース検討会議記録用紙	31
○児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について	32
○ケース進捗管理マニュアルについて	38
○児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について	41
○統計分類	43
○児童記録票	44
○緊急度アセスメントシート	45
○リスクアセスメントシート	46
○家庭児童相談室のごあんない	48
○法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市該当部分）	49
○市町村の役割	51
○法改正による児童虐待防止等の充実・強化（市以外部分）	52
○学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（抜粋）	53
○民法等の一部を改正する法律の概要	53
○千葉県子ども虐待対応マニュアルの改訂について	55
○佐倉市人口動態	57
○児童虐待にかかる主な関連相談窓口	58

1. 令和元年度健康こども部組織概要及び家庭児童相談援助事業の内容

(1) 健康こども部組織概要

健康こども部は、子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課の4課から組織されている。

【佐倉市健康こども部児童青少年課事務分掌抜粋】

- ・児童福祉法に基づく援護措置に関すること
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく援護措置に関すること
- ・児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンスの防止に関すること
- ・家庭児童相談及びその他児童家庭に関すること
- ・児童手当及び児童扶養手当に関すること
- ・ひとり親家庭等医療費の助成、福祉推進に関すること
- ・子ども医療費の給付に関すること
- ・青少年育成計画に関すること
- ・ヤングプラザ、青年館、青少年センターの管理に関すること
- ・青少年問題協議会、若者サポートステーション、青少年相談員、佐倉市青少年育成市民会議、子ども会育成連盟、ボーイスカウト・ガールスカウト、青年海外協力隊に関すること
- ・成人式に関すること

【相談体制等】

児童青少年課は、こども手当班・青少年育成班・家庭児童相談班の3班体制で業務を実施。課の職員は課長・正規職員 18 名、非常勤職員 6 名。家庭児童相談援助、虐待対応に関しては、家庭児童相談班が担当している。

○家庭児童相談班：10 名

- ・職員：7 名 班長（保健師）1 名、保健師 1 名、事務職 5 名
- ・家庭児童支援員（非常勤一般職/週 4 日勤務 1 名、週 3 日勤務 1 名）：2 名
- ・一般事務員（非常勤一般職/週 3 日勤務）：1 名

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(2) 相談援助事業の概要

【対 象 者】 0 歳～18 歳未満の児童及びその保護者。DV 被害者。

【相談援助日】 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土・日・祝日・夜間は、児童虐待等の通告のみ市役所で受付。）

【業 務 内 容】

- ・すべての児童が、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接、訪問等により相談に応じ、対象者に合わせた支援を実施する。
- ・児童虐待の未然防止及び通告や相談に応じ、ネットワークによる児童の安全確認と家庭への支援を実施する。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談に応じ、被害者の安全と自立支援を実施する。
- ・家庭を訪問し、相談や助言指導を実施する。
- ・児童虐待防止ネットワークの運営に関すること。
- ・その他家庭児童の福祉に関すること。

2. 令和元年度家庭児童相談援助事業の実績

(1) 年間家庭児童相談援助実績

(統計分類は市町村児童家庭相談援助指針に基づく)

① 相談全件数(実件数)

表 1

30 年度からの継続ケース	415 件	(うち、虐待ケース 238 件、57.4%)
元年度 新規ケース(4~3 月)	475 件	(うち、虐待ケース 348 件、73.3%)
計	890 件	(うち、虐待ケース 586 件、65.8%)

② 地区別連携機関ケース数(重複あり)

表 2

地区	全ケース数	児童福祉施設等	民生・児童委員	保健センター	児童相談所	学校・指導課	生活保護	その他
佐倉	120	26	7	40	7	54	14	8
臼井	193	39	22	59	15	85	27	10
志津北	185	33	21	60	14	105	10	7
志津南	196	47	18	95	27	80	9	19
根郷	141	30	32	62	7	64	12	13
和田・弥富	8	2	0	0	1	5	0	0
千代田	38	6	4	14	3	25	1	4
不明	9	0	0	0	0	0	0	0
計	890	183	104	330	74	418	73	61
割合		20.6%	11.7%	37.1%	8.3%	47.0%	8.2%	6.9%

*児童福祉施設等—保育園、学童保育所、幼稚園 民生・児童委員—民生委員・児童委員、主任児童委員
保健センター—健康増進課保健師 生活保護—社会福祉課保護班生活保護ケースワーカー
その他—母子生活支援施設、学習支援・居場所団体、障害相談支援事業所、社会福祉協議会等

③ 地区別支援内容(重複あり)

表 3

地区	全ケース数	電話相談回数	面接相談回数	家庭訪問回数		関係機関調整
				実数	延数	
佐倉	120	589	144	40	117	1,456
臼井	193	1,036	219	72	267	2,103
志津北	185	907	187	55	219	2,220
志津南	196	578	179	80	237	2,150
根郷	141	771	232	67	264	2,007
和田・弥富	8	0	0	0	0	51
千代田	38	120	31	15	30	268
不明	9	11	1	0	0	0
計	890	4,012	993	329	1,134	10,255

④ 相談件数におけるひとり親世帯数・保護者が外国人の世帯数

表 4

相談件数	全相談世帯数	ひとり親世帯数(割合)	保護者が外国人の家庭数
890 件	524 世帯	188 世帯 (35.9%)	38 世帯 (7.3%)

* 保護者が外国人の家庭数は保護者両方が外国人、片方が外国人の家庭

⑤ 養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース

表 5

	全相談件数	養育者に精神疾患やその傾向が見られるケース（割合）
件数	890 件	195 件（21.9%）

⑥ DV相談受付件数

表 6

新規DV相談件数	91 件
----------	------

※DV防止法による相談受付件数

⑦ 児童相談所との連携

表 7

送致（市から児童相談所へ移管するケース）	6 件
援助依頼（市が児童相談所に助言を得るケース）	3 件

※世帯数

⑧ 他市区町村との連携

表 8

他市区町村から佐倉市に移管・情報提供したケース	22 件
佐倉市から他市区町村に移管・情報提供したケース	47 件

※世帯数

（２）新規家庭児童相談受付状況

① 月別相談受付件数

表 9

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その 他の 相談	計
	児童 虐待	※ その他				性格 行動	不登 校	適正	育児・ しつけ		
4 月	22	5	0	0	1	0	1	0	1	0	30
5 月	27	15	0	0	0	0	1	1	0	0	44
6 月	43	10	0	0	1	1	2	0	2	0	59
7 月	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	36
8 月	18	5	0	1	0	1	1	0	0	1	27
9 月	54	7	0	0	0	0	0	0	1	1	63
10 月	37	8	0	0	0	1	0	0	0	2	48
11 月	30	10	0	0	0	0	2	0	0	0	42
12 月	22	10	0	0	0	0	1	0	0	0	33
1 月	23	10	0	0	1	0	0	0	0	0	34
2 月	27	6	0	0	0	3	1	0	0	0	37
3 月	17	1	1	0	0	1	0	0	1	1	22
計	348	95	1	1	3	7	9	1	5	5	475
割合	73.3%	20%	0.2%	0.2%	0.6%	1.5%	1.8%	0.2%	1.1%	1.1%	100%

※養護相談のその他—父母の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児等環境的問題を有する児童に関する相談

② 年齢別受付件数

表 10

	0～3 歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・その他	計
件数	120	101	149	72	33	475
割合	25.3%	21.3%	31.4%	15.1%	6.9%	100%

③ 相談経路

表 11

	家族 親戚	保健 センター	教委・学 校 幼稚園	市福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福 祉施設	民生委員 児童委員	医療 機関	警察	その 他	計
件数	58	67	88	66	28	108	34	4	13	3	6	475
割合	12.2%	14.1%	18.6%	13.9%	5.9%	22.8%	7.2%	0.8%	2.7%	0.6%	1.2%	100%

④ 処理区分

表 12

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所送致	その他	計
件数	21	350	6	1	97	475
割合	4.4%	73.7%	1.3%	0.2%	20.4%	100%

※助言指導は、概ね 2～3 回程度のかかわりで、ケースの支援が終了するもの。

※その他は、児童相談所の委嘱による調査の完了を含む。

(3) 新規児童虐待相談受付状況 (福祉行政より)

① 被虐待者の相談種別

表 13

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト(保護 の怠慢・拒 否)	計
件数	83	3	204	58	348
割合	23.8%	0.9%	58.6%	16.7%	100%

③ 被虐待者の年齢

表 14

	0～3 歳未満	3～学齢前児	小学生	中学生	高校生・ その他	計
件数	81	86	112	51	18	348
割合	23.3%	24.7%	32.2%	14.6%	5.2%	100%

③ 主な虐待者

表 15

	実父	実父以外 の父	実母	実母以外 の母	その他	計
件数	133	14	192	1	8	348
割合	38.2%	4.0%	55.2%	0.3%	2.3%	100%

④ 相談経路

表 16

	家族 親戚	保健 センター	教委・学校 幼稚園	市福祉 関係課	近隣 知人	児童 相談所	児童福 祉施設	民生委員 児童委員	医療 機関	警察	その他	計
件数	35	43	75	28	25	88	34	4	9	3	4	348
割合	10.1%	12.4%	21.5%	8.0%	7.2%	25.3%	9.8%	1.1%	2.6%	0.9%	1.1%	100%

(4) 佐倉市相談件数年度推移(平成 25 年度～令和元年度)

表 17

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
年間相談対応件数	547 件	649 件	715 件	741 件	718 件	725 件	890 件
うち虐待件数	319 件	347 件	317 件	363 件	382 件	399 件	586 件
児相への援助依頼・送致件数	13 件	11 件	9 件	11 件	11 件	18 件	9 件
うち送致件数	4 件	3 件	2 件	6 件	8 件	9 件	6 件

【参考】

○国・千葉県児童相談所における虐待相談対応件数の推移(※元年度は速報値)

表 18

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
千葉県(千葉市を含む)	5,374	5,959	6,669	7,910	7,914	9,060	10,715
千葉県(千葉市を除く)	4,561	5,173	5,568	6,775	6,811	7,547	9,061

○虐待の種類別(対応件数)

表 19

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト(保護の怠慢・拒否)	計
元年度	全国	49,240	2,077	109,118	33,345	193,780
	千葉県(千葉市は除く)	2,739 (30%)	159 (2%)	4,081 (45%)	2,082 (23%)	9,061 (100%)
30 年度	全国	40,238	1,730	88,391	29,479	159,838
	千葉県(千葉市は除く)	1,985 (26%)	118 (2%)	3,631 (48%)	1,813 (24%)	7,547 (100%)

(5) 相談の状況

① 家庭児童相談全体の状況について

- ・元年度相談件数は、新規相談 475 件、30 年度からの継続 415 件、合計 890 件であった。
- ・30 年度相談件数 725 件から 165 件増加している。新規については 3 件減っているが、継続件数が増加したため全体の相談件数としては増加している。このことから、継続支援が必要な件数が増えていることが伺える。

② 児童虐待新規ケース相談対応状況について

- ・元年度の児童虐待の新規受付件数は、348 件だった。
- ・30 年度の 292 件から 56 件増加している。
- ・学校、幼稚園、教育委員会、保健センター、家族、親戚からの通告の割合が大きい。
- ・児童相談所からの通告の割合も大きい。その要因としては、DV で児童がいる家庭を警察が把握した場合、心理的虐待として児童相談所への通告が徹底され、児童相談所から市へ住民基本情報等の調査依頼が増加したためと考えられる。

3. 児童虐待防止活動

児童虐待を事前に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待防止活動を実施している。

(P. 12～40 要綱、フローチャート、実務者会議実施方針、通告手順、通告書)

(1) 児童虐待防止ネットワークによる会議

①代表者会議

令和元年度佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議

開催日時：令和 2 年 1 月 23 日（木）午後 2 時から 4 時まで

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター3 階中会議室

講 演：「地域でできること、しなければならないこと」～虐待事件の検証から～

講 師：千葉県児童虐待死亡事例検証委員会副会長

東京経営短期大学教授 小木曾 宏 氏

内 容：児童青少年課、高齢者福祉課、障害福祉課による実績報告、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク関係機関アンケート結果
(いずれも資料提示)

出席者数：76 人

②実務者会議

関係機関の相互の連携を強化し、支援体制の充実を図るため、実務者会議を実施した。実務者会議の開催にあたり、各関係機関の代表者と抽出会議を行い、全ケースの支援経過・方法の確認を行った。

抽出会議	28 回
実務者会議	4 回
合計開催回数	32 回

抽出会議実施機関：主任児童委員、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、指導課、社会福祉協議会、佐倉警察署

③ケース検討会議（随時）

要保護児童等の個別ケースに関わる機関及び今後関わる機関が参加し、早期介入、対応、役割分担など支援内容等を協議する。ケース情報の一元化を図るとともに、進捗状況、援助方法の変更、終結等についても協議する。

緊急受理会議	475 回
内部ケース検討会	443 回
個別ケース検討会	46 回
合計開催回数	964 回

(2) 養育支援訪問事業（要綱 P. 14 参照）

目 的：児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、

保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

内 容：①専門的支援：保健師、保育士等による、家庭内の育児に関する相談、指導等及び養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等
②育児支援ヘルパーの派遣：市が委託した家事又は育児に関する事業者による家事、育児支援

実 績：①専門的支援： 40 世帯 267 回
②育児支援ヘルパーの派遣： 10 世帯 196 回

(3) 主催研修・講演会

合計開催回数	参加者総数
6 回	330 人

①事例検討研修会

目 的：困難ケースについて具体的な対策の手法等のアドバイスを受けながら、関係機関職員も含め検討する。

日 時：①令和元年 10 月 9 日(水) 午後 2 時から午後 4 時まで
②令和 2 年 2 月 20 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで

場 所：佐倉市役所 会議室

講 師：水鳥川 洋子 氏

内 容：対応が困難なケースに対し、具体的な対応の手法

参加者：家庭児童相談対応職員及び相談員、母子保健担当職員、子育て世代包括支援センター担当職員、教育委員会学校教育担当職員
計 21 人

②民生委員・児童委員、主任児童委員対象児童虐待防止研修会

※養育支援訪問事業支援者研修も併せて実施

日 時：令和 2 年 1 月 20 日(月) 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

会 場：佐倉市中央公民館

講 師：JUN 教育事務所代表 スクールソーシャルワーカー 中島 淳 氏

内 容：現代の子どもが抱える困難～地域からできること～

その他：活動報告「ねっこの会」、「ほっとすぺーす・わかば」
民生委員による見守りについて
計 91 人

③関係者向け児童虐待防止研修会

a. 暴れるこどもの理解と対応

目 的：キレやすい、感情のコントロールが難しい子どもに対し、どのようにその子を捉え、子どもや親へ支援をどうすればよいか学ぶ。

日 時：令和元年 8 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

会 場：佐倉市役所 会議室

講 師：水鳥川 洋子 氏

参加者：教育委員会、小中学校、学童保育所、保育園、社会福祉課、子育て支援課、健康増進課、児童青少年課職員、主任児童委員、学習支援ボランティア

b. 地域でできること、しなければならないこと～虐待事件の検証から～

目 的：虐待事例の検証を通し、重大事案の発生を防止するために地域が取り組むべきことを学ぶ

日 時：令和 2 年 1 月 23 日(木) 午後 2 時から午後 4 時まで

会 場：佐倉市役所 会議室

講 師：千葉県児童虐待死亡事例検証委員会副会長

東京経営短期大学教授 小木曾 宏 氏

参加者：指導課、小中学校、幼稚園、学童保育所、保育園、児童センター、
社会福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、児童青少年課職員、主任児童委員 (代表会議と併せ実施) 計 76 人

④ 里親制度講演会

目 的：社会的養護の必要性を知り、里親制度の基本と現状を学ぶ

日 時：令和 2 年 1 月 20 日(月) 午前 10 時から午後 12 時まで

会 場：佐倉市中央公民館

講 師：NPO 法人子ども家庭サポートちば「オレンジの会」

内 容：里親制度の説明、里親体験談、個別相談会

参加者：一般市民、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童青少年課職員

計 84 人

(4) 啓発活動

①講師派遣

目 的：関係機関が児童虐待の対応について学ぶと共に、市民に対しても児童虐待防止活動について講義を行い、理解促進を図る。

講 師：児童青少年課職員

年月日	内容	対象	参加人数
R1. 6. 18	佐倉市の児童・青少年の取り組みについて 児童虐待について	市民カレッジ 2 年生	65 人
R1. 8. 22	児童虐待防止活動について	ファミリーサポートセンター提供 会員	10 人
R1. 12. 1	地域の課題を考える ～乳幼児・少年期の課題～	コミュニティカレッジさくら	12 人
計			87 人

②児童虐待防止啓発活動

- ・市の広報紙「こうほう佐倉」及びホームページに児童虐待の通告や相談先を掲載し、虐待の早期発見に努めた。
- ・「児童虐待防止ポスター」や「家庭児童相談のご案内」を作成し、市内の公共施

設、学童保育所、医療機関、歯科医療機関、薬局に配布した。また、「家庭児童相談のご案内」については市内の小中学校、保育園、幼稚園の全家庭にも配布した。

- ・11月の虐待防止強化月間には、国から配布されたポスター、リーフレット等を市内の関係機関に配布するとともに、ポスターを市内の自治会に依頼し掲示した。

（５）他機関連携

○平成17年施行の児童福祉法改正により児童虐待に関する相談・通告の一義的窓口が児童相談所から市町村に移った。平成19年1月に、従来の「佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱」を改廃し「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」を制定。児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し児童青少年課を調整機関に指定。保健・福祉・教育等の関係機関に対し情報開示を求めると同時に、会議の内容について守秘義務を課しつつ情報交換が可能となった。

○DVを目撃させることは児童にも著しい心理的外傷を与えるため心理的虐待として定義されており、平成19年度からDV相談の所管を男女共同参画部門から変更し児童虐待と併せて対応。「佐倉市家庭等における暴力対策ネットワーク要綱」を制定した。平成25年度に「佐倉市家庭等における暴力対策庁内連絡会議」において「家族間等暴力被害者窓口対応マニュアル」を作成し、以来、毎年関係職員へのマニュアル周知研修を行うなど、関係機関と連携しながら被害者支援に取り組んでいる。

○相談件数は年々増加し、その内容も益々複雑で対応が難しくなっている。児童虐待やDVに限らず高齢者や障害者、外国人、生活困窮者の課題解決が必要になる事例も増えている。対応にあたっては、各機関の専門性を最大限に活用するような適切な役割が必要である。そのために、各機関と積極的に関わり、常に情報を集約、発信することに併せ、高齢者虐待防止ネットワーク、障害者虐待防止に関する法律に基づくネットワークとの連携が重要である。

4. 職員研修の状況

職員の資質向上を図るため、研修会へ積極的に参加し、知識・技術を深めた。

令和元年度 児童虐待防止にかかる研修会等職員参加状況

	年 月 日	研 修 内 容	会 場
1	H31.4.17	DV 児童虐待相談新任職員研修Ⅰ	千葉市文化センター
2	H31.4.19	市町村男女共同参画担当課長及びDV担当課長会議	千葉県文書館
3	H31.4.23	中央児童相談所管内市町児童虐待対応課（室）長会議	千葉県中央児童相談所
4	R 1.5.7	市町村等児童虐待防止対策担当課長会議	千葉県庁中庁舎
5	R 1.5.15	市町村男女共同参画担当課長及びDV対策担当課長会議	成田市役所
6	R 1.6.7	児童福祉司任用前講習会	千葉県社会福祉センター
7	R 1.6.11	DV 児童虐待相談新任職員研修Ⅱ	千葉県庁大会議室
8	R 1.6.11, 7.30	要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅰ	千葉県社会福祉センター
9	R 1.6.24	DV 職務担当自立支援スキルアップ研修	千葉県庁本庁舎
10	R 1.6.18, 7.9	要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅱ	千葉県教育会館、 千葉総合教育センター
11	R 1.7.9～7.21	市町村虐待対応指導者研修	子どもの虹情報研修センター
12	R 1.8.26	要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅲ	千葉県社会福祉センター
13	R 1.9.4	要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅳ	千葉県社会福祉センター
14	R 1.9.17	DV 職務担当者被害者支援スキルアップ研修	千葉県教育会館
15	R 1.9.18, 9.30	要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅴ	千葉県社会福祉センター
16	R 1.9.27	家庭相談員研修	千葉県教育会館
17	R 1.10.1	アドバイザー養成研修Ⅰ (要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅵ)	千葉県社会福祉センター
18	R 1.11.8	DV 被害者支援連絡会議	印旛合同庁舎
19	R 1.11.28	アドバイザー養成研修Ⅱ	千葉県文書館
20	R 1.12.23	DV による子どもへの影響に関する研修	千葉県庁中庁舎
21	R 2.2.27	児童相談所職員職種混合研修 (要保護児童対応調整機関調整担当者研修Ⅶ)	千葉県社会福祉センター

研修会等回数 21 回

延べ参加日数 31 日（職員 23 日・家庭児童支援員 8 日）

延べ参加人数 31 人（職員 23 人・家庭児童支援員 8 人）

5. 今後の行政施策実施方針

① 虐待防止ネットワークの機能強化

既述のとおり、事例が複雑になると児童虐待またはDVの既存ネットワークの枠内に留まらない例もある。相談・支援を行うにあたり、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」に基づき、児童、高齢者、障害者、DVの各虐待・暴力防止ネットワークを構成する各関係機関と、密に連携を図るよう努める。

② 母子保健との連携充実

母子保健部門では、「乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)」事業や乳幼児健康診査等の各種母子保健事業を行っている。また、市内5か所に設置されている「子育て世代包括支援センター」においても、妊娠期から子育て期まで切れ目なく育児支援を実施している。

母子保健との連携を充実させることで、保護者の心身の状況や養育環境に課題がある家庭等の情報を速やかに共有し、必要に応じて養育支援訪問事業を行うなど、ハイリスク家庭の早期発見、早期支援を図る。

③ 養育支援訪問事業の実施

児童虐待を未然に防止するため、児童青少年課が中心となり、関係機関からの情報等により支援が必要な家庭を把握し、当該家庭についてのアセスメントを踏まえ、支援の目標や内容、期間、支援担当者等について具体的に計画を策定し、事業を実施する。

保健師や保育士などによる子どもの安全や発育状況の確認と保護者の育児不安軽減を目的とした専門的支援に加え、親が精神疾患である等の理由により養育困難となっている家庭に対し家事育児支援ヘルパーを派遣し、養育環境をより適切に調えることで、虐待環境に陥る危険回避を図る。

④ ケース管理の徹底

児童相談所が所管する事例をはじめ、全ケースの管理台帳を作成し、関係機関と定期的に協議の場を設け、支援の進捗状況や方針を確認する。

また、小中学校や幼稚園、保育園との連携を強化し、月1回定期的に情報提供を受け、出欠および状況を把握し進行管理を行う。

⑤ 児童虐待未然防止策への取り組み

令和元年6月の児童福祉法等改正により、体罰が許されないものであることが法定化された(令和2年4月施行)。保護者が「しつけ」と称して虐待を行うことなく、子どもの権利が守られるよう、体罰等によらない子育ての工夫について周知し、啓発に努める。

佐倉市家庭児童相談室設置運営要綱

(設置)

第1条 家庭における適正な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童福祉に関する相談指導業務を行う家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談室は、次の業務を行うものとする。

- (1) 家庭における児童の養育についての相談に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 家庭児童の訪問指導に関すること。
- (4) その他家庭児童の福祉に関すること。

(設備)

第3条 相談室は、相談指導業務を円滑に行うために必要な設備を設けるものとする。

(職員)

第4条 相談室には、次の職員を置くものとする。

- (1) 社会福祉主事 家庭児童福祉に関する技術を必要とする業務を行う者
- (2) 家庭児童相談員 家庭児童支援員に対する助言指導を行う者
- (3) 家庭児童支援員 家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う者

(職員の資格)

第5条 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事は、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項第1号から第4号までのいずれかに該当する者
- (2) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者

2 家庭児童相談員は、児童福祉事業に5年以上従事した経験を有するものであって、次の各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 医師
- (3) 社会福祉士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 保健師
- (6) 助産師
- (7) 看護師
- (8) 保育士
- (9) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (10) 前各号に準ずる者であって、必要な学識経験を有する者

- 3 家庭児童支援員は、前項各号のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

(運営)

第6条 相談室の効率的な運営を図るため、地域の家庭児童福祉の実態に対応する運営計画の策定等に十分配慮するものとする。

- 2 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察、児童委員等との連絡協調を緊密にするものとする。

- 3 相談室は、地域住民に十分に活用されるように、その設置場所、業務内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、家庭児童相談が円滑に行われるように地域住民との通報体制の確立を図るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 家庭児童相談員には、佐倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第31号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日決裁19佐行第682号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日決裁29佐児第849号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

佐倉市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施結果及び関係機関からの連絡、通告等により把握され、養育に係る支援（以下「支援」という。）が特に必要であると認められるものとして次の各号のいずれかに該当する家庭の児童及びその養育者であって、一般の子育て支援サービスその他の福祉サービスの利用だけでは十分な養育が困難で、かつ、事業の実施による効果が期待できると市が判断したものとする。

- (1) 若年、妊婦健診の受診が極端に少ない、望まない妊娠、疾病又は障がい等の理由により、妊娠期から継続的な支援を特に必要とする妊婦の属する家庭
- (2) 養育者又は児童の疾病等の問題によって、子育てに対して不安、孤立化のおそれのある家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な育児状況にある家庭等児童虐待のおそれのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了することにより児童が家庭に復帰すること等に伴い、自立に向けた支援が必要な家庭
- (5) その他市長が特に事業支援を必要と認める家庭

(中核機関)

第3条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、法第25条の2第4項による要保護児童対策地域協議会（佐倉市児童虐待防止ネットワーク）中核機関である児童福祉担当課とする。

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 訪問支援の決定
- (2) 支援の目標及び内容の決定
- (3) 支援の進行管理
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 個別ケース検討会議の開催
- (6) 支援の終了決定
- (7) 訪問支援者に対する必要な研修の計画
- (8) その他支援のために必要な事項

(支援内容)

第4条 事業における支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師、保育士等による、家庭内での育児に関する相談、指導等及び

養育者の身体的・精神的な問題に対する助言、指導等

(2) 市長が委託した家事又は育児に関する事業者が派遣する者（以下「育児支援ヘルパー」という。）による別表に定める支援

(3) その他市長が適当と認める支援

(支援者)

第5条 支援を行う者（以下「支援者」という。）は、児童福祉司たる資格を有する者並びにこれに準ずる保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士、家庭児童相談員、家庭児童支援員及び必要な研修を修了した子育て経験者並びに育児支援ヘルパーとする。

(支援の期間)

第6条 支援の期間は、6か月以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(訪問時間)

第7条 育児支援ヘルパーの派遣に係る時間帯は、午前0時から午後12時までとする。

(支援計画の作成等)

第8条 市長は、第2条に該当するものについて中核機関を通じ養育状況等を調査し、必要に応じ第4条の支援を決定する。

2 前項の決定をするときは、中核機関は佐倉市児童虐待防止ネットワーク構成機関のうち、対象者に関係する機関の意見を聞き支援計画を策定するものとする。

(支援の方法)

第9条 第4条第1項第2号の支援を希望する者（前条に規定する者を含む。）は、養育支援家庭訪問事業利用申請書（別記様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた際は前条に規定する調査を行い、支援の必要があると判断した際は前条第2項に規定する支援計画を作成の上、佐倉市養育支援訪問事業利用決定通知書（別記様式第2号）により通知し、支援の必要のないと判断した家庭については、佐倉市養育支援訪問事業却下通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する対象者としての要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者から佐倉市養育支援訪問事業利用辞退届（別記様式第4号）の申し出があったとき。

(3) その他市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、佐倉市養育支援訪問事業利用取消通知書（別記様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用料）

第11条 事業に関する利用料は、無料とする。

（事業の確認）

第12条 育児支援ヘルパーによる家事及び育児支援を受けた者は、育児支援ヘルパーが持参した佐倉市養育支援訪問事業実施確認書兼活動報告書（別記様式第6号）に押印し、育児支援ヘルパーに手渡すものとする。

（業務受託業者の実績報告）

第13条 業務受託者は、毎月市長に実績を報告しなければならない。

（守秘義務）

第14条 支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年3月29日決裁21佐児第904号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日決裁24佐児第108号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日決裁26佐児第1103号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

別表

区 分	援助の内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備及び片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
2 育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ 児童福祉施設等への送迎 カ その他必要な育児援助

佐倉市養育支援家庭訪問事業の立案及び実施状況に関する計画書

佐倉市養育支援家庭訪問事業の立案及び実施状況に関する計画書

課長

班長

供養

記録者

作成者

所属

4. 記入日

2-1. 養育者氏名

2-2. 養育者氏名

2-3. 養育者氏名

2-4. 児童氏名

続柄

続柄

続柄

続柄

生年月日

生年月日

生年月日

生年月日

8. ジェノグラム

課長

班長

供養

記録者

評価日 (/)

1-1. 養育者氏名

1-2. 養育者氏名

2-1. 児童氏名

続柄

続柄

続柄

生年月日

生年月日

生年月日

3. 住所

6. 養育支援が必要となりやすい要因の要約

1 身体的な状況

虐待状況

2 ネグレクト

3 性的な被害の状況

4 心理的な状況

5 分離の意思

6 第三者による確認

7 養育者への思い

8 精神状態

9 性格・行動面の特徴

10 発達及び健康状態

11 居住環境

12 経済状態

13 家族形態

14 父母の関係

15 親族との関係

16 相談歴

17 きょうだいの相談歴

18 保護者との同居

19 育児・養育能力

20 育児・養育意欲

21 精神状態

22 依存の問題

23 虐待の認識

24 援助への態度

25 困り感・改善意欲

26 サービス利用

27 懸念されること
気になること

その他

9. 期待できる地域の人材や社会資源

□ 親類

□ 子どもの所属施設

□ 民生委員

□ ボランティア

□ その他

10. 総合的所見・判断 (/)

※児童相談所への通告の必要性 [□ なし □ あり (/)]

11. 養育支援計画と役割分担 支援計画 (/)

支援目標

a. 支援の必要な部分

b. 何を行うか

c. 誰が行うか

d. どのような方法で

e. いつまでに

f. 実施結果

g. 実施後の状況

子どもへの支援

養育者への支援

養育環境への支援

佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭内及び社会福祉施設等の生活場面(以下「家庭等」という。)における虐待、暴力等の防止及び発生時の対応を担う諸制度がより適切に機能することができるよう、相互の連携を強化するため、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークに関し必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの連携)

第2条 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークは、次のネットワーク(以下「各ネットワーク」という。)をもって構成する。

- (1) 佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱(平成30年3月5日決裁29佐児第850号)に基づく佐倉市児童虐待防止ネットワーク
- (2) 佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成27年2月12日決裁26佐高第1314号)に基づく佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク
- (3) 佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議要綱(平成24年7月24日決裁24佐障第314号)に基づく佐倉市障害者虐待防止ネットワーク

2 各ネットワークは、個別の事例への対応に際し必要と認めるときは、他のネットワークに属する関係機関の協力を得ることができる。

3 前項の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に規定する被害者の保護及び自立支援について準用する。ただし、被害者が各ネットワークの所掌する対象に含まれないときは、各ネットワークが協力して対応するものとする。

(佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議)

第3条 この要綱の実効を確保するため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

2 ネットワーク会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 家庭等における虐待、暴力等の被害者に対する被害防止に係る情報の収集及び意見の交換に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する児童虐待を行った保護者、DV法に規定する配偶者への暴力を行った者及び家庭等において弱者への虐待、暴力その他これらに類似した行為を行った者の更生のための情報の収集及び意見の交換に関すること。
- (3) 啓発活動に対する意見の交換に関すること。

3 ネットワーク会議は、別表に定める家庭等における虐待及び暴力対策に係る機関、団体及び個人をもって構成し、市長が会長となる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 ネットワーク会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

6 会長は、必要と認めるときは、専門的事項について識見を有する者、関係者又は関係職員に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 会議の庶務は、各ネットワークの所管課が共同で処理し、健康こども部児童青少年課が総括する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成24年7月24日24佐児第353号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

(佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱の廃止)

2 佐倉市家庭内等における暴力対策ネットワーク会議設置要綱(平成15年5月1日決裁15佐人第9号)は、廃止する。

附 則 (平成25年12月18日決裁25佐児第789号)

この要綱は、平成26年1月3日から施行する

附 則 (平成27年3月6日決裁26佐児第1102号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

附 則 (平成30年3月28日決裁29佐児第928号)

この要綱は、決裁の日から施行する

別表（第3条関係）

ネットワーク会議構成員	
機関又は団体	佐倉市民生委員・児童委員協議会 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 印旛地区保護司会（佐倉地区） 佐倉市校長会 佐倉市私立幼稚園協会 いんば中核地域生活支援センター 佐倉市内地域包括支援センター さくらケアマネ協議会 佐倉市障害者総合支援協議会（権利擁護部会） 佐倉市八街市酒々井町消防組合 その他ネットワーク会議が必要と認める機関 又は団体
国又は県	千葉地方法務局佐倉支局 千葉県印旛健康福祉センター 千葉県女性サポートセンター 千葉県中央児童相談所 佐倉警察署 その他ネットワーク会議が必要と認める機関
佐倉市	市長 教育長 健康こども部長 福祉部長 市民部長 その他ネットワーク会議が必要と認める者

佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）に係る虐待を早期に発見し、その適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワーク（以下「防止ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 防止ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者（以下「要保護児童等」という。）の実態把握、早期発見及び保護又は支援に関すること。

ア 要保護児童

イ 要支援児童

ウ ア又はイの保護者

エ 特定妊婦

(2) 要保護児童等に関する情報の交換並びに関係機関等（法第25条の2第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進についての協議に関すること。

(3) 要保護児童等に対する支援策を推進するための広報、啓発及び研修の実施に関すること。

(4) 養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業をいう。以下同じ。）に関すること。

(5) その他前条の設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組織)

第3条 防止ネットワークは、別表に掲げる機関等（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 防止ネットワークは、次に掲げる会議を開催する。

(1) 代表者会議

(2) 実務者会議

(3) ケース検討会議

2 前項の会議は、非公開とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、防止ネットワークの適切かつ円滑な運営を図るための総括的な事項について協議する。

2 代表者会議は、佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の会議に併せて開催し、市長が会議の議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、要保護児童等に対する適切な保護又は支援のための連絡調整、調査、検討、事例研究等について協議する。

- 2 実務者会議は、定例的に開催するものとし、第8条第1項に規定する要保護児童対策調整機関（同項を除き、以下「調整機関」をいう。）の長が招集する。
- 3 実務者会議は、関係機関等に所属する実務者が出席し、調整機関の長が会議の議長となる。

（ケース検討会議）

第7条 ケース検討会議は、要保護児童等に関する早期介入、対応、役割分担等の個別支援内容について検討する。

- 2 ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。
- 3 ケース検討会議は、構成機関等のうち、当該事例に関わっている機関及び今後関わる機関の担当者が出席し、調整機関の長が指名した者が会議の議長となる。

（要保護児童対策調整機関）

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として佐倉市健康こども部児童青少年課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次のとおりとする。
 - （1）防止ネットワークの事務の総括に関すること。
 - （2）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 3 調整機関は、養育支援訪問事業において、国の示すガイドラインに規定する「中核機関」を兼ねるものとする。
- 4 調整機関には、その業務を適切に行うため、法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものを置くものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 防止ネットワークは、法第25条の3の規定により、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。

- 2 防止ネットワークの会議において知り得た個人情報は、法第25条の5の規定により正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、防止ネットワークの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
（佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱の廃止）
- 2 佐倉市児童虐待防止検討会議設置要綱（平成16年佐子第528号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月3日決裁19佐行第682号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日決裁佐児第659号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

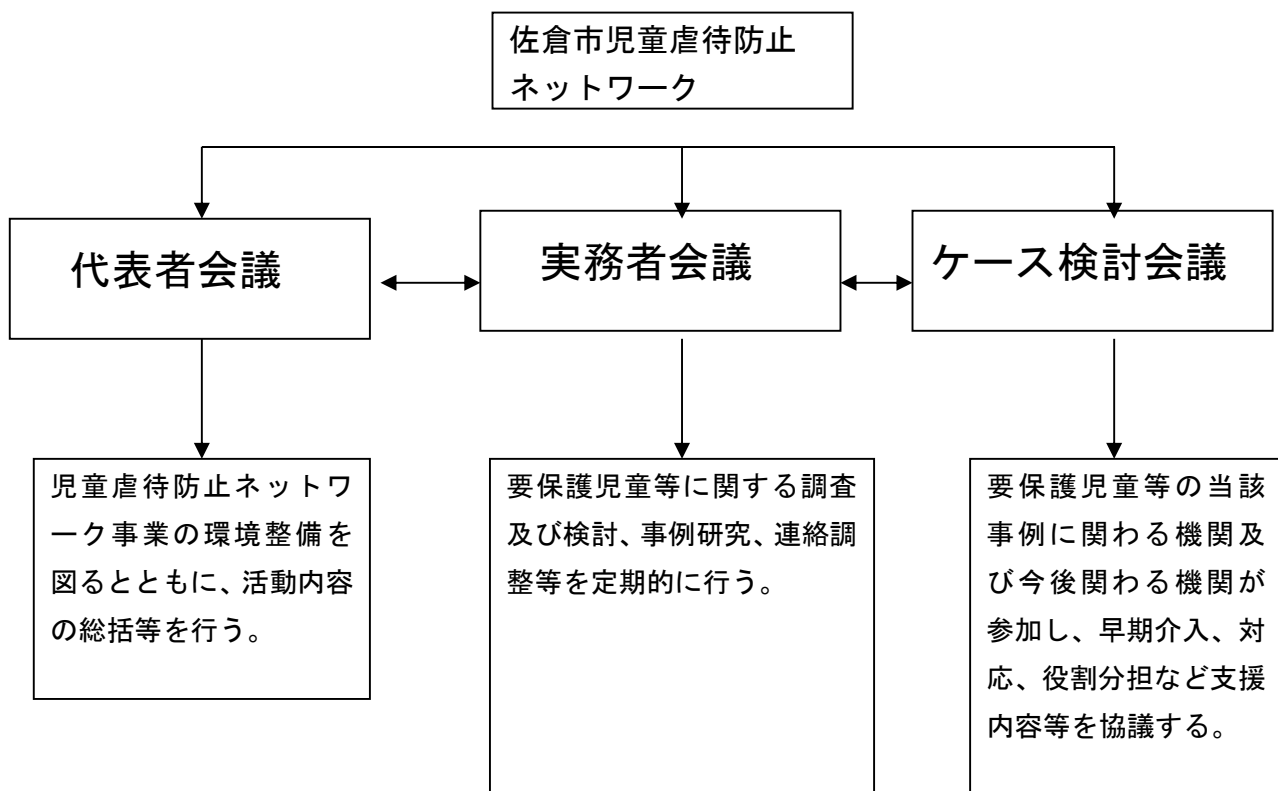
附 則（平成24年7月24日決裁佐児第383号）

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則(平成30年3月5日決裁29佐児第850号)
この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

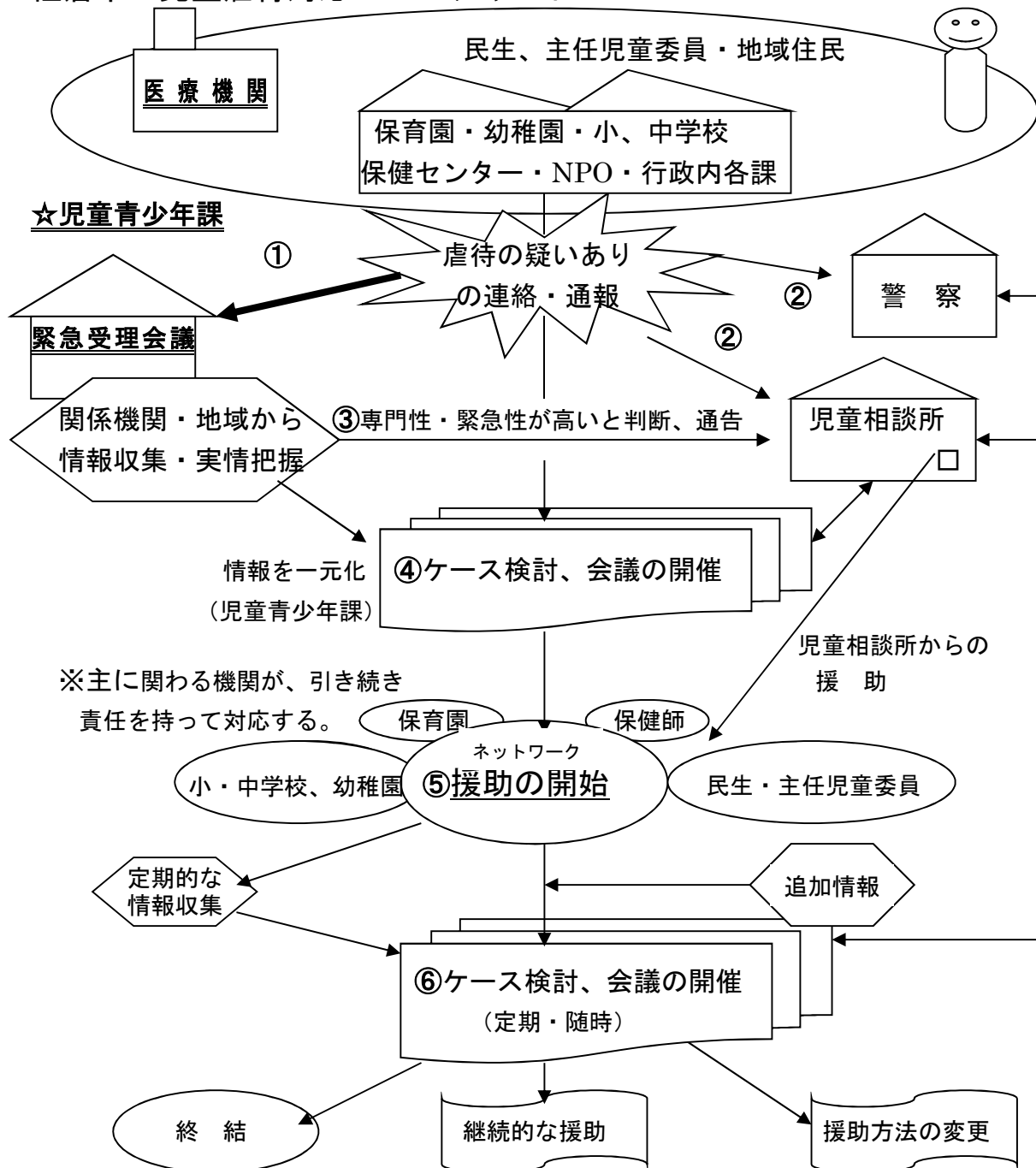
国又は地方公共 団体の機関	1 佐倉市（市民部、健康こども部及び福祉部） 2 佐倉市教育委員会 3 千葉地方法務局佐倉支局 4 千葉県印旛健康福祉センター 5 千葉県女性サポートセンター 6 千葉県中央児童相談所 7 佐倉警察署 8 その他市長が必要と認める国又は地方公共団体の機関
法人	1 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 2 公益社団法人印旛市郡医師会（佐倉地区） 3 公益社団法人印旛郡市歯科医師会（佐倉地区） 4 その他市長が必要と認める法人
その他のもの	1 佐倉市民生委員・児童委員協議会 2 印旛地区保護司会（佐倉地区） 3 佐倉市私立幼稚園協会 4 いんば中核地域生活支援センター 5 その他市長が必要と認める者



実務担当者

- ・ 児童相談所児童福祉司
- ・ 警察署生活安全課虐待担当
- ・ 医療機関関係者
- ・ 保健所精神保健福祉相談員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 主任児童委員
- ・ 指導課虐待担当
- ・ 生徒指導主任、生徒指導主事
- ・ 幼稚園・小中学校教諭
- ・ 自治人権推進課男女平等参画推進担当
- ・ 社会福祉課地域担当
- ・ 健康増進課保健師、看護師
- ・ 健康管理センター保健師
- ・ 西部保健センター保健師
- ・ 南部保健センター保健師
- ・ 保育園保育士、看護師
- ・ 児童センター保育士、児童インストラクター
- ・ 学童保育所保育士、児童インストラクター
- ・ 家庭児童相談員
- ・ 児童青少年課虐待担当・子育て支援課担当
- ・ 子育て支援にかかわる NPO
- ・ その他必要と認めるもの

佐倉市 児童虐待対応フローチャート



① 虐待の疑いがある場合、児童青少年課へ連絡・通報する。

行政内の施設、関係機関は情報を取りまとめ、担当課を通じて児童青少年課へ。ケースは引き続き主に関わる部署が、責任を持って対応していく。

② 生命の危険など緊急性のある場合、直接児童相談所や警察へ相談・通告する。

③ 児童青少年課が中心となって受理会議を行い、専門性・緊急性が高いと判断した場合、児童相談所へ相談・通告・送致する。

④ 把握した情報をもとに、ケース検討、会議を行う。

⑤ 関係機関相互が連携を図りながら、支援・援助を開始する。

⑥ 継続して随時ケース検討を行い、支援・援助方法を評価し、方針に基づきすすめる。

※関係機関が相互に情報交換をしながら、児童青少年課で情報の一元化、進捗管理を行っていく。

＊民生委員児童委員・主任児童委員（児童専門部会）の役割

★民生委員児童委員・主任児童委員と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、地域の民生児童委員・主任児童委員と児童青少年課は、互いに情報を共有し協力して、ケースの支援を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

ケースの情報は、必要最小限にとどめます。情報提供は、個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 記録用紙配布 児童青少年課 → 主任児童委員 → 地区担当民生児童委員
4月・7月・10月・1月の各地区民児協定例会で、児童青少年課で進行管理をしているケース（内地区民生児童委員の関わっているもの）に関する記録用紙を配付。
- ② 記録用紙回収 地区担当民生児童委員 → 主任児童委員
5月・8月・11月・2月の各地区民児協定例会で、記録用紙回収
- ③ 各地区ケース進行会議（各地区ケースの進捗管理）
5月・8月・11月・2月
各地区主任児童委員と児童青少年課地区担当：記録用紙を回収後、児童青少年課地区担当に連絡。地区のケースの進捗状況と支援方針の検討。主任児童委員は、検討結果を記録用紙に記入し、各地区民生児童委員に返却。支援方針を伝え、支援開始。
- ④ 児童専門部会議
5月・8月・11月・2月
各地区児童専門部から地区の状況報告
- ⑤ 実務者会議
5月・8月・11月・2月
児童専門部は、会議に参加し必要時児童専門部としての意見を述べる。

＊小・中学校、教育委員会の役割

★小・中学校、教育委員会と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月10日提出）

学校 → 児童青少年課 → 指導課

② 指導課・児童青少年課 ケース進行管理（5月・8月・11月・2月）

指導課・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケースの進捗状況と支援方針の検討

③ 実務者会議

5月・8月・11月・2月

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（学校）が支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている学校がその都度、児童青少年課へ報告します。

② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。

③ 情報 の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

＊保健センターの役割

★各保健センターと児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第8条第1項第1号、児童福祉法第25条、児童虐待防止法6条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第9条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

- ① 保健センター・児童青少年課ケース進行管理会議（5月・8月・11月・2月）
保健センター・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケースの進捗情報と支援針の検討
- ② 実務者会議
5月・8月・11月・2月
会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

- ① 乳幼児の安全を確保するために、主に関わる保健センターが支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保健センターがその都度、児童青少年課へ報告します。
- ② 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

＊児童福祉施設・子育て支援課の役割

★児童福祉施設（保育園・学童保育所等）、子育て支援課と児童青少年課の連携について

虐待あるいは虐待が疑われるケースについて、互いに情報を共有し協力体制の下にケースの援助を行うこととします。

★個人情報保護条例の適用について

個人情報保護法、佐倉市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 1 号、児童福祉法第 25 条、児童虐待防止法 6 条、佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱第 9 条に基づき提供することといたします。

【実務者会議の方法】

① 定期情報提供ファイルでの情報共有（毎月 10 日提出）

保育園→児童青少年課→子育て支援課

② 子育て支援課・児童青少年課 ケース進行会議（5 月・8 月・11 月・2 月）

子育て支援課・児童青少年課：定期情報提供を元に、ケース進捗情報と支援方針の検討

③ 実務者会議

5 月・8 月・11 月・2 月

会議に参加し、必要時意見を述べる。

【支援方針等】

① 児童の安全を確保するために、主に関わる機関（保育園・学童保育所）が支援していくことになります。ケースの状況が動いているときは、関わっている保育園がその都度、児童青少年課へ報告します。

② 落ち着いているケースは、毎月の定期情報提供により情報を共有します。

③ 情報の一元化、進捗管理については、健康こども部児童青少年課が行います。

★ケースが新たに把握された場合は、児童通告書とアセスメントシートを作成してケース通告手順に従い、児童青少年課に提出してください。

千葉県子ども虐待対応マニュアル p 29 参考

① 出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいかないので、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要です。

② 会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切です。

③ ケースの概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となりますが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらいます。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。)

④ 協議事項

ちょっと気になることでも気軽に確認することができるのが顔を合わせるよさでもあります。

1 ケースに関する情報の共有

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関がもつ情報を補足し、情報を共有します。事前に情報交換をしても、新たな情報が出てくる場合が多くあります。一つだけでは取るに足らない情報と思われても、いくつかの情報を合わせると意味を持つことがあります。

2 子どもや家庭の状況の整理（問題点の共通理解）

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にします。その上で、問題発生の背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を図ります。

(☞リスクアセスメントシートの活用：書式編 p 3～10)

3 今後の対応方法の検討**★緊急性の判断**

事例の緊急性や一時保護の必要性等について話し合い、共通の認識を持ちます。初回だけでなく、事態が変化している時、行き詰っているような時も、状況を客観的に把握するためにアセスメントシートを活用します。

(☞緊急度アセスメントシート・リスクアセスメントシートの活用：書式編 p 1～10)

★支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決めます。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な見通しについても話し合い、方針を立てます。

★役割分担

どの機関(誰)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合います。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話し合いは進めません。「私（自機関）は、〇〇ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切です。

⑤ 次回の会議実施予定時期及びケース進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、予め次回の会議実施時期を決めておきます。

また、事例の進行管理責任者を決め、ケースが各機関の隙間に落ちないようにします。事務局がケースの主対応機関のいずれかが担います。

⑥ 決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認します。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要があります。

ケース検討会議記録用紙

☆関係者からの現状報告をしていただきます。(関係者概要説明)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

☆課題の整理をいたします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

【今後の方針と役割確認】

☆いつまでに、誰が、どのような方法で実施していくのか明らかにします。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

本ケースで主体的に関わっていく機関は()です。

- ・ 連絡網の確認について()
- ・ 今後の会議日程の確認(月 日)です。

※ 情報の一元管理、進捗管理は児童青少年課が行います。ケースに関する動きや情報がありましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

※ ケース担当者() Tel直通 484-6263 (内線 2481・2484・2485・2488)

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-保健行政用-

健康こども部児童青少年課

保健センターや子育て世代包括支援センターで、虐待や虐待が疑われるケース等を把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 地区担当保健師、または包括支援業務担当→各所属長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
(特定妊婦の場合も、適宜、書式により情報提供する。)
経過記録については、保健衛生で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 地区担当保健師、または包括支援業務担当から児童青少年課へ送付する。
- ↓
- ③ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書等は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ④ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から地区担当保健師へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 地区担当保健師へ
- ↓
- ③ 健康増進課母子保健担当班長→健康増進課長
- ↓
- ④ 地区担当保健師・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ、報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について -教育委員会用-

佐倉市健康こども部児童青少年課

佐倉市立幼・小・中学校で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で虐待等を把握し、幼・小・中学校と連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 虐待等を発見した職員→当該幼・小・中学校長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等があれば、各園・学校で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
↓
- ③ 指導課担当から児童青少年課へ送付
↓
- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関(幼・小・中学校)を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
↓
- ⑤ 受理後の対応は、指導課及び児童青少年課が当該学校や各関係機関と連絡、調整を行い、児童青少年課がケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から幼・小・中学校へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
↓
- ② 指導課担当へ→指導課長
↓
- ③ 当該幼・小・中学校長
↓
- ④ 当該園・学校担当職員、指導課担当及び児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-児童福祉施設行政用-

健康こども部児童青少年課

保育園、学童保育等児童福祉施設で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

- ① 児童福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
記録等あれば児童福祉施設等で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 子育て支援課指導担当へ→子育て支援課長
- ↓
- ③ 子育て支援課指導担当から児童青少年課へ送付する。
- ↓
- ④ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ⑤ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行なう。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から児童福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 児童福祉施設担当職員へ
- ↓
- ③ 当該施設長
- ↓
- ④ 子育て支援課指導班→子育て支援課長
- ↓
- ⑤ 児童福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について-障害福祉施設行政用-

健康こども部児童青少年課

障害福祉施設等で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、児童青少年課で把握し連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース(初回)について通告する場合の手順

- ① 障害福祉施設担当職員→施設長
別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。
経過記録については、障害福祉施設で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。
(虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。)
- ↓
- ② 障害福祉課長
- ↓
- ③ 児童青少年課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談担当で管理する。
児童青少年課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。
- ↓
- ④ 受理後の対応は、児童青少年課が直接当該施設や各関係機関と連絡、調整を行い、ケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。
なお、児童相談所との窓口は、児童青少年課が行う。
※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)児童青少年課から障害福祉施設へつなぐケースについての手順

- ① 児童青少年課の地区担当職員・相談員
- ↓
- ② 障害福祉施設担当職員へ
- ↓
- ③ 障害福祉施設長
- ↓
- ④ 障害福祉課長
- ↓
- ⑤ 障害福祉施設担当職員・児童青少年課担当員が中心となり、それぞれの所属長、課長へ報告する中でケースの対応をしていく。

【児童青少年課】

【担当課： 】

【所属部署： 】

課長	班長	供覧

課長	班長	供覧

所属長	班長	供覧

子ども虐待相談・養育支援事業・通告書（虐待・養育支援 いずれかに○印）

※のついている欄は必ず記入してください。

日付	令和 年 月 日				
※子ども	ふりがな 氏 名	(男・女)		生年月日	年 月 日生 (歳 か月)
	住 所				
	就学状況	学校 年 組[担任] 保育所・幼稚園			
虐待の 状況内容	○いつ頃から				
	○どこで ○ 誰が(主な虐待者)				
	○何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)				
	○どのくらいの頻度で(ほぼ毎日 ・週 回程度・月 回程度)				
	※具体的な内容				
※情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から				
児童及び家族の状況(予備調査を含めて確認)					
住居状況	独立家屋 集合住宅(階)				連絡先
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業・就学状況
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など				
関わりの ある機関	福祉事務所(生保:受給・その他手当等)、民生・児童委員、主任児童委員 保健センター(健診受診歴等) 病院()、警察、児童相談所(一時保護歴・施設入所歴・指導中・他) その他()				
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など				
※通告者 通告機関 等	氏名・機関名				
	住 所				
	連 絡 先	☎ (担当)			
	調査協力等	調査協力(了・否) 当課からの連絡(了・否) 通告者を虐待者に明かすこと(了・否) 通告を知らせている人(無・有:虐待者・子ども・その他)			
児童青少年課記入欄					
受理会議 (実施日 月 日)					
備考	確認済事項(住民票・乳幼児健診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況)				

佐倉市児童通告書

令和 年 月 日

様

所属機関

氏 名

電話

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。（※不明な部分については記載不要）

子 ど も	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	所 属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現 住 所			
	本籍 (国 籍)			
保 護 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生 (才)
	職 業		子どもとの関係	
	現 住 所			

通告理由

【虐待の状況・内容】

- 情報源（直接確認・人に聞いた・悲鳴や物音を聞いた・子どもの様子から・その他）
- いつ頃から
- どこで
- 誰が（主な虐待者）
- 何を（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）
- どの位の頻度（ほぼ毎日・週回程度・月回程度）
- （何時頃 朝 昼 夜）
- 具体的な内容

(裏へ続く)

記錄者

TEL ()

ケース進捗管理マニュアルについて

健康こども部児童青少年課

1. ケース検討と進捗管理一フローチャート・アセスメントシートに従いケース検討を実施する。

① 緊急受理会議（関係者から情報を収集）→ケース検討（各機関の役割を確認）→援助の開始→ケース援助の確認（但し、緊急時は本ルートでなくても可）

② ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ 家庭児童相談班での朝のミーティングや、月2回の連絡会議等で担当者間のケースの情報共有と一元管理を図る。
- ・ ケースの対応状況については、関わる機関から児童青少年課が報告を受け一元管理と進捗管理をしていく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において定期的にケース検討を実施し情報の一元管理と、進捗管理を図っていく。
- ・ 全体の管理は、実務者会議事前抽出会議にて3か月に1回チェックする。総合管理については、年1回(3月)児童青少年課内の検討会議で行う。

③ ケースの終了について

地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート(チェック表 別紙)から以下を確認する。

- ・ 子どもの状況が安定している。
- ・ 養育者の状況が落ち着いている。
- ・ 養育環境が落ち着いている。
- ・ 児の安全確認がとれている。
- ・ 現在の状況について、関係機関等の情報から安全が図られている。

○ 上記のアセスメントシート状況、関係機関のケースの状況や意見等により総合判断を行い、終了か否かを児童青少年課で決定し、終了のケースは年度末に関係機関に文書で報告する。

2. 児童相談所との連携について

- ・ 困難ケースについては、援助依頼、ケース送致等により対処する。
- ・ ケースの対応方針、進捗管理については定期的に検討会議を開催し把握する。

R 年度 安全確認・統計管理台帳

地区(年度)		月					月					月					月				
NO	世帯番号	受付NO	氏名	受付 経路	種別	種別 詳細	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					

1. 電話相談 2. 面接相談 3. 家庭訪問 4. 連絡調整 5. 目視(他機関含)

定期報告提出 様式

佐倉市児童虐待防止ネットワークからの依頼に基づく情報提供書

令和 年 月

学校 校長

記入担当者

(提出前に必ず長の決裁を受けてください)

No.	学 年	性 別	氏 名	前月中の 欠席日数	欠席理由				長欠 該当	最終登校日	最終目視日 (家庭訪問等含)	備考(児の状況・家庭からの連絡等)
					病気	経済的理由	不登校	その他				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

児童虐待防止にかかるケース管理・終了方針等について

健康こども部児童青少年課

1. ケース進捗管理・情報の一元化について

- ・ ケースの対応状況について、かかわる機関から児童青少年課が報告を受け、ケース情報の一元化と進捗管理を児童青少年課で実施していく。
- ・ 関係機関との連携は、実務者会議において互いの情報を交換し共有をはかる。必要時は、ケース検討会議を実施する。

2. ケースの継続・終了の基準(考え方)

- ・ 年度末に、当該年度にかかわった全ケースを、以下の基準に基づきケース検討会議を開いて、継続または終了について児童青少年課が決定する。

【終了の基準】

☆地域ネットワークにおける事例検討のためのアセスメントシート(チェック表別紙)から以下を確認する。

- ① 子どもの状況が安定している。
- ② 養育者が適切に養護している。
- ③ 養育環境が整っており、落ち着いている。
- ④ 児の安全確認がとれている。

- ・ 上記4点が確認されること。その他のアセスメントシート状況、実務者会議等のケース情報や関係者意見等により総合判断を行う。安全が確認され、今後も安全が確保されると判断した場合終了とする。

3. 終了としたケースの関係機関への連絡方法について

- ・ 終了すると決定したケースについては、実務者会議を実施している機関すべてに文書をもって報告する。(別紙)

事 務 連 絡
令和 年 月 日

施設長 様

児童青少年課長 ○○○○

佐倉市児童虐待防止ネットワークによる「ケース管理の変更」について（報告）

平素、子どもたちの安全を守るために、児童虐待防止ネットワークにご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、下記の児童につきましては、これまで「佐倉市児童虐待防止ネットワーク要綱」に基づきまして、情報の一元管理、ケースの進行管理を行って参りました。

この度、ケースの状況から児童の安全管理が図れると判断し、佐倉市児童虐待防止ネットワークの中での「ケース管理」を終了する予定ですのでお知らせいたします。ケースの終了の基準につきましては別紙のとおりといたしますのでご了解ください。

なお、ご意見などございましたら、児童青少年課家庭児童相談班へご連絡をお願いいたします。

記

佐倉市児童虐待防止ネットワーク「ケース管理」を終了する児童

--

児童青少年課家庭児童相談班
Tel 484 — 6263

統計分類（市町村児童家庭相談援助指針に基づく）

経 路			種 別			処 理		
都道府県	児童相談所	ア	養護相談	児童虐待相談	a	面接指導	助 言 指 導	1
	福祉事務所	イ		その他の相談	b		継 続 指 導	2
	そ の 他	ウ		保 健 相 談	c		他機関あつせん	3
市町村	福祉事務所	エ	障害相談	肢体不自由相談	d	児 童 相 談 所 送 致		4
	保健センター	オ		視聴覚障害相談	e	知 的 障 害 者 福 祉 司・ 社 会 福 祉 主 事 指 導	5	
	そ の 他	カ		言語発達障害等 相談	f	助産又は母子保護の実施に 係る都道府県知事への報告	6	
児指 童定 福医 祉療 施機 設関	保 育 所	キ		重症心身障害相 談	g	そ の 他		7
	児童福祉施設	ク		知的障害相談	h			
	指定医療機関	ケ		自閉症等相談	i			
警 察 等		コ	非行相談	ぐ犯行為等相談	j			
医保 療健 機所 関・	保 健 所	サ	育成相談	触法行為等相談	k			
	医 療 機 関	シ		性格行動相談	l			
学 校 等	幼 稚 園	ス	不登校相談	m				
	学 校	セ	適性相談	n				
	教育委員会等	ソ	育児・しつけ相 談	o				
里 親		タ	そ の 他 の 相 談		p			
児 童 委 員		チ						
家 族・親 戚		ツ						
近 隣・知 人		テ						
児 童 本 人		ト						
そ の 他		ナ						

児童記録表

個人No.

地区

作成部署

第 回 受付		R . . 受理			ケース番号			種別	
対象者	氏名				生年月日等	生 歳 か月			
	所属機関	年 組 担任 (先生) ☎							
	本籍地								
	現住所等	☎							
	既往歴								
	現病歴								
	主治医								
相談者	氏名				連絡先				
	主訴								
家族・同居・縁故者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	就学・就労	児扶	生保	準保	健康状況
生活状況						【家族図】			
福祉サービス									
その他									
経過									
関わり機関			担当者	電 話		援 助 内 容			
統計分類	経路				種類別			処理	

緊急度アセスメントシート

児童氏名

(作成日 年 月 日)

①子どもや保護者が保護を求めている	☐ こども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	
YES		
②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ 「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え ☐	YES
NO		
③子どもにすでに重大な結果が生じている	☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭骸骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト（栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄） ☐	YES
NO		
④重大な結果が生じる可能性が高い	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重児・虚弱児である ☐ 生命に危険な行為（頭部・顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェキング） ☐ 性行為に至らない性的虐待 ☐	
YES		
⑤虐待を繰り返す可能性が高い	☐ 新旧混在した傷や、入院歴がある ☐ 過去に、通告、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴がある ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している ☐	YES
NO		
⑥子どもに虐待の影響が明らかにしている	☐ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情・表情が暗い・過去のスキンシップを他の大人に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状（発育・発達の遅れ、腹痛等） ☐	YES
⑦保護者に虐待につながる危険がある	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある（うつ病、育児ノイローゼなど） ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 性格的問題（衝動的、攻撃的、未熟性） ☐ 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない ☐ 家族や同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 子どもの日常的な世話をしてくれる人がいない ☐	YES
NO		
⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある	☐ 虐待によるのではない子どもの成長上の問題（発達の遅れ、障害など） ☐ 子どもの問題行動（攻撃的、盗み、徘徊、自傷行為、過食など） ☐ 保護者の生育歴（被虐待歴、愛されなかった思いなど） ☐ 子どもへの養育態度や知識の問題（意欲の欠如、知識不足など） ☐ 家族状況（祖父母含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等） ☐	YES

緊急度AA
分離を前提とした緊急介入
緊急一時保護を検討

緊急度A
発生（再発）防止のための緊急支援
発生前の一時保護を検討

緊急度B
集中的支援の実施
集中的な支援、場合によっては一時保護を検討

緊急度C
継続的総合的支援の実施
継続的・総合的な支援
場合によっては一時保護を検討

※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（令和2年3月改訂版）を参考に作成

リスクアセスメントシート（初回・ 回目）

<ジェノグラム及びサポート>

◇記入日 令和 年 月 日（記入者: ）
 ◇ケース番号
 ◇児童氏名 （ ）
 ◇生年月日 年 月 日生 （ 歳 ）
 ◇虐待種別 ☐ 身体 ☐ 性的 ☐ ネグレクト ☐ 心理
 ◇虐待者（主◎、従○）右図「ジェノグラム及びサポートに記入」

項目		該当	該当なし	不明	現在過去にあり	状況例 (該当する項目があれば、チェックするか□で囲む。 項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む)				
重篤度						最重度	重度	中度	軽度	危機
虐待状況の確認	1 身体的な状況 (身体的虐待)				☐	☐ 頭部外傷 ☐ 乳児を投げる/踏みつけ ☐ 窒息の危険 ☐ その他生命危害行為	☐ 骨折 ☐ 打撲 ☐ やけど ☐ 腹をける ☐ 顔面のひどい外傷 ☐ 被害児が乳児	☐ 半年以内に2回以上のあざや傷 ☐ 新旧の傷 ☐ 顔面のあざ ☐ ける	☐ 傷が残らない程度の暴力 ☐ 単発の小さくわずかなケガ	☐ 今傷はないが、発生する可能性が高い
	2 ネグレクト				☐	☐ 病気などの受診させない ☐ 明らかな衰弱 ☐ 脱水	☐ 乳幼児の夜間放置 ☐ 乳児の昼間放置 ☐ 長期外出禁止 ☐ まライフライン停止 ☐ 食事が満足にできない	☐ 生活環境不良で改善なし ☐ 放置 ☐ 登校禁止	☐ 健康問題が起きない程度のネグレクト	☐ 予防接種や健診を受けない
	3 性的な被害の状況 (性的虐待)				☐	☐ 妊娠 ☐ 性交渉 ☐ ポルノ被写体	☐ 性器をみせる ☐ 着衣の上から触る ☐ 性描写や性交渉を見せる	☐ 着替えを覗いたり浴室に入る ☐ 子の不相应な性的言動あり	☐ 子どもに卑猥な言葉を発する ☐ 性的虐待の鑑賞物を置いておく	☐ 疑い
	4 心理的な状況 (心理的虐待)				☐	☐ 自殺の強要 ☐ 親子心中を考える ☐ 子どもの自殺企図	☐ 頻回なDVの目撃 ☐ 子の頻回の自傷行為 ☐ 日常的に威嚇・非難・無相	☐ 目前DV ☐ 子の自傷行為 ☐ 強い叱責 ☐ 脅し ☐ 保護者自傷 ☐ きょうだい間差別	☐ 子への威嚇、非難、無視がときどき ☐ きょうだい間差別が一時的にある	☐ 子がかわいく思えない
子どもの状況	5 分離の意思				☐	☐ 帰宅拒否 ☐ 子どもが保護を希望 ☐ 分離に対して同意 ☐ 消極的帰宅選択 ☐ 積極的帰宅選択 等				
	6 第三者による確認				☐	☐ 長期間生存が確認されていない ☐ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を繰り返し拒否 ☐ 正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を拒否 ☐ 1週間子どもの安全が確認できない ☐ 子どもが保育所等に来なくなった 等				
	7 養育者への思い				☐	☐ 怯える・いつも怖がって恐れてい・ ☐ 怖がる ☐ 嫌がって逃げようとする ☐ 保護者の前で萎縮 ☐ 保護者の口止めに応じる 等				
	8 精神状態				☐	☐ 生命に危険が及ぶ自傷他害がある ☐ 極めて不安定 ☐ 不安定な状態 ☐ リストカットなど自傷行為がある ☐ うつ等				
	9 性格・行動面の特徴				☐	☐ 多動、落ち着かない ☐ 誰にでも親しく話す ☐ 暴力的 ☐ 万引き等の虞犯行為 ☐ 年齢不相应な性的言動が見られる 等				
	10 発達及び健康状態				☐	☐ 低身長・低体重（医師による診断のみならず、疑いも含む） ☐ 心身の障害がある（手帳の有無に関わらず疑いも含む） ☐ 乳幼児健診が未受診 ☐ 関係機関から懸念がある ☐ 予防接種未接種 等				
	11 居住環境				☐	☐ 放浪、車上生活 ☐ サービス利用後も不衛生状態が継続 ☐ 不適切な居住環境【健康被害が生じるほど著しく不衛生・著しく狭隘・不衛生】 ☐ 理由不明の頻繁な転居 ☐ サービス利用後に不衛生状態解消 等				
	12 経済状態				☐	☐ ライフラインが止まっている ☐ 生活困窮（その日の生活に困る） ☐ 収入不安定、多額の借金 ☐ 世帯収入が生活保護基準を下回っている ☐ 生活保護受給 等				
	13 家族形態				☐	☐ 内縁の親子関係 ☐ 若年保護者 ☐ ひとり親の夜間不在時に知人が子どもを監護 ☐ 異性の友人が出入りするひとり親家庭 ☐ 介護負担など、家族間に葛藤がある 等				

世帯の状況	14	父母の関係				☐ ドメスティックバイオレンスが生じている【保護命令対象・対象外】 ☐ 意見の対立が表面化している ☐ 夫婦間に強い不満 ☐ 離婚調停・審判中 ☐ 夫婦間の信頼関係の欠如 等
	15	親族との関係				☐ 交流がまったくない ☐ 極度の過干渉がある ☐ 交流があるが、反発等の支障がある ☐ 過去の問題が解決されておらず、交流により強い葛藤が生じる ☐ 遠距離居住により交流が少ない 等
	16	相談歴				☐ 虐待による入院・入所歴がある ☐ 虐待による一時保護歴がある ☐ 他の虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある 等
	17	きょうだいの相談歴				☐ 虐待による入院・入所歴がある ☐ 虐待による一時保護歴がある ☐ 他の虐待通告歴がある ☐ 虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある ☐ 虐待以外の相談歴がある 等
保護者の状況	18	保護者との同居				☐ 養育（虐待）者とのみ同居 ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調している ☐ 虐待者以外の大人がいるが、虐待行為を黙認している ☐ 虐待者は別居しているが、交流がある ☐ 虐待者以外の大人が介入し、守ることもある 等
	19	育児・養育能力				☐ 生命維持に影響する飲食や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある・偏った知識 ☐ 育児・養育能力【欠如・不十分・疑問】 ☐ 無関心 ☐ 知識の不足 ☐ 育児・養育への【強い負担感がある、不安が強い、不安がある】 等
	20	育児・養育意欲				☐ 育児・養育意欲【ない、不十分】 ☐ 無関心 ☐ 無力感 ☐ 過干渉 ☐ 子どもへの関心はあるが、関わりに一貫性がない 等
	21	精神状態				☐ 入院加療が必要なほど不安定 ☐ 服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 ☐ 医療機関受診を拒否するなど、衝動性が高く極めて不安定な状態 ☐ 過去に自殺企図歴がある ☐ 関係機関の懸念がある 等
	22	依存の問題 (薬物、アルコール等)				☐ 物質関連障害により生じる生活上の困難に子どもが日常的にさらされている ☐ 薬物使用等による逮捕・勾留 ☐ 依存があるが治療していない ☐ 治療の有無に関わらず再発・憎悪を繰り返している ☐ 複数の依存が合併している 等
	23	虐待の認識				☐ 行為、事実とも完全否認 ☐ 行為は認めるが虐待を正当化 ☐ 一部を虐待と認める ☐ 虐待認識がある 等
	24	援助への態度				☐ 保護者が子どもの保護を求めてい・ ☐ 援助を拒絶、暴力・強迫的反発 ☐ 正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じない・応じないことを繰り返す ☐ 拒否的、攻撃的、無視 ☐ 時や場面により態度が変わる 等
25	困り感・改善意欲				☐ 改善意欲が全くない ☐ 困り感を時折漏らすことがあるが、一貫しない ☐ 困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない ☐ 困り感があり、解決方法を求めている ☐ 自身の問題の原因を子ども、他者、他機関に置く 等	
26	サービス利用				☐ 提示されても拒否 ☐ 必要性を否認 ☐ 被害的に受け取る ☐ 拒否や否定はしないが、利用には至らない ☐ 関心を示さない 等	
その他	27	懸念されること 気になること				
合計値						

家庭児童相談室の ごあんない



佐倉市家庭児童相談室

(健康こども部児童青少年課)

☎ 043-484-6263

令和元年 10 月

このような時は、いつでもご相談ください

- ☆ 子育ての悩み、不安がある。イライラしたり、ノイローゼのようになってしまう。
- ☆ 幼稚園、保育園、学校に行きたがらない、不登校・いじめなど。
- ☆ 盗み、乱暴、家出、夜遊びなどの行動に困っている。
- ☆ 子どもに落ち着きがない。
- ☆ 子どもがかわいいと思えない。
- ☆ 配偶者からの暴力で悩んでいる。
- ☆ その他、子どもの養育全般に関すること。



家庭児童相談室の利用について

(相談日) 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)

午前 8:30～午後 5:15

児童青少年課 043-484-6263

- ☆ 費用は無料です。
- ☆ 相談内容については、秘密が守られます。
- ☆ 内容に応じ、児童相談所・学校・病院・保健センターなど関係機関と連携して相談をすすめています。
- ☆ 相談は、本人・ご家族に限らず、どなたからでもお受けします。

家庭児童相談室とは…?

すべての子ども(18 才未満)が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭の様々な問題に対し相談に応じる身近な相談機関です。

相談室では、専門の相談員が、きめ細かくご相談に応じております。



いま、子どもたちを取り巻く環境は、複雑・多様化しています。このような環境の中で、子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、家庭の果たす役割は大変重要なものです。

子育てには、喜びや楽しさがたくさんあります。でも、戸惑いや大変なこともあるでしょう。

「こんなはずじゃなかった…」「どうしよう…」

そんな時、家庭児童相談室をご利用ください。



気にかかる親子がいたら、すぐにご連絡ください

- ☆ 虐待されている子ども、虐待されているかもしれない子どもを発見したときは、すぐにご一報ください。
- ☆ 虐待であるか、しつけであるか議論されますが、たとえしつけであっても、子どもの体や心を傷つけていないかで判断することが大切です。

[子ども相談 窓口案内]

相談・通報先	電話番号	相談時間
佐倉市家庭児童相談室 (児童青少年課)	043 (484) 6263	8:30～17:15 (月～金曜日)
中央児童相談所	043 (252) 1152	24 時間
	043 (253) 4101	9:00～17:00 (月～金曜日)

法改正による児童虐待防止等の充実・強化(市該当部分)

【平成16年】

- ・市町村の業務として、児童の福祉に関し、必要な実情の把握及び情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことを規定。市町村が家庭児童相談の一義的な窓口として定められた。（児童福祉法第10条関係）
- ・地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会（要対協）を置くことができることとし、守秘義務のもと関係機関の情報共有を可能にした。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・子どもの同居する家庭における配偶者間暴力（面前DV）を心理的虐待と明文化。（児童虐待の防止等に関する法律第2条関係）

【平成19年】

- ・市町村の要対協設置努力義務化。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・児相への通知：市町村等は、通告を受けた児童に関し出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知することとした。（児童虐待の防止等に関する法律第8条関係）
- ・市町村の配偶者暴力相談支援センター設置努力義務化（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条関係）
- ・DV保護命令に電話等（電子メール・FAX）禁止命令を追加（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条関係）

【平成20年】

- ・要対協の協議対象拡大：要保護児童に加え、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）が対象に加えられた。
- ・要対協の機能強化：要対協調整機関（佐倉市の場合は児童青少年課）への一定の要件を満たす（児童福祉司任用資格同等及び研修受講）者を置くことの努力義務化。（児童福祉法第25条の2関係）
- ・養育支援訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業の法定化及び努力義務化。（児童福祉法第6条の3関係）

【平成24年】

- ・住民基本台帳の支援措置（住民票及び戸籍附表の非開示）対象に児童虐待等の被虐待者（過去の虐待を含む）を追加。（住民基本台帳事務処理要領）

【平成25年】

- ・『子どもの貧困対策の推進に関する法律』制定
- ・DV支援対象に“生活の本拠を共にする交際”（事実婚）相手からの暴力被害を追加。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条の2関係）

【平成28年改正】

- ・児童自身が権利の主体であることを法の理念として明確化。『児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う』、と保護者の責任を明確化した。

(児童福祉法第 1 条及び第 2 条関係)

- ・市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととした。(児童福祉法第 3 条の 3 関係)
- ・児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを法律上明記した。(児童虐待の防止等に関する法律第 1 4 条)
- ・「子育て世代包括支援センター」(母子健康包括支援センター) 設置の努力義務化。(母子保健法第 2 2 条関係)。
- ・要支援児童等を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等から市町村への情報提供を明文化し努力義務化。(児童福祉法第 21 条の 10 の 5 関係)
- ・市区町村子ども家庭総合拠点(児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点)の法定化及び設置の努力義務化。(児童福祉法第 1 0 条の 2 関係)
- ・要対協の機能強化:市町村要対協調整機関への一定の要件を満たす(児童福祉司任用資格同等及び研修受講)者を置くことの義務化。(児童福祉法第 2 5 条の 2 関係)
- ・通告を受けた児童及び保護者に関する児童相談所長から市町村への在宅指導委託、市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認める者の通知、及び児童相談所から市町村への事案送致の法定化。(児童福祉法第 2 6 条関係)
- ・親子関係再構築支援は、市町村を含む関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法第 4 8 条の 3 関係)

【令和元年改正】

- ・児童の権利擁護
 - ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととした。
(児童虐待の防止等に関する法律第 14 条第 1 項関係)
 - ② 都道府県(児童相談所)の業務として、児童の安全確保を明文化した。
(児童福祉法第 11 条第 1 項関係)
- ・関係機間の連携強化
 - ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関は、これに応ずるよう努めなければならないものとした。
(児童福祉法第 25 条の 3 第 2 項関係)
 - ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制整備に努めなければならないものとした。
(児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係)
 - ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
(児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 6 項関係)
 - ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととした。
(児童虐待の防止等に関する法律第 5 条第 3 項関係)

I

市町村の役割

市町村は、住民に最も身近な保健・福祉の相談窓口であり、子ども虐待対応ネットワークの中核としての役割が期待されています。17年4月から子ども虐待の通告受理機関となりました。

【子どもや家庭に対応する主な部署】

児童福祉主管課（家庭児童相談室）

子どもに関する総合的な施策の推進を行っています。保育所や放課後児童クラブへの入所手続きや児童手当や母子家庭等への手当などの申請窓口となっている場合が多いです。

また、家庭児童相談室を内設しているところもあり、社会福祉主事や家庭相談員が子どもや家庭に関する各種相談に応じています。

福祉サービスや子育て支援サービスを活用し、子ども虐待の発生予防から自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行うことができます。

母子保健主管課（保健センター）

妊産婦・新生児に関する様々な相談・訪問指導、乳幼児健康診査・子育てに関する教室等を行っています。

保健師は、看護師の資格も併せ持つ、保健・医療の専門職であり、通常区域を担当し、活動しています。

母子保健活動を通じて、子ども虐待の未然防止や専門性や訪問機能をいかし、継続的な支援を行うことができます。

情報の一元管理
ケースの進行管理

児童青少年課

福祉事務所（生活保護・各種福祉手当担当部署）

福祉事務所は、生活保護、児童家庭、高齢者、障害者等地域の福祉を図るための機関です。生活保護の実施や各種福祉手当・制度の窓口であり、母子生活支援施設や助産施設への施設入所決定権限を持っています。

福祉サービスの提供による支援を行うとともに、窓口業務等で複数の家庭と接点をもつ機会があるため、子ども虐待の視点をもつことで、支援が必要な家庭を早期に発見することができます。

教育委員会

地域の青少年の健全育成ネットワークの中核的な役割を果たしています。

不登校等の教育相談事業を独自に行っているところもあります。

また、生涯学習や社会教育にも取り組んでおり、各種活動を通じて虐待問題の周知をはかることができます。

さらに、管轄する学校等に子ども虐待への理解を働きかけたり、関係機関との橋渡しの役割を担うことができます。

その他にも、人権施策担当課や広報関係の部署で子ども虐待について地域住民に周知したり、住民課や住宅課など福祉とは直接関係ない部署でも子ども虐待への理解をもって窓口業務にあたるなど、市町村全体で子ども虐待の問題に取り組んでいくことが大切です。

法改正による児童虐待防止等の充実・強化(市以外部分)

【平成19年改正】

1. 児童の安全確認等のための立入調査等の強化
 - ・安全確認の“48時間ルール”の明文化（児童相談所運営指針）
 - ・児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化
 - ・解錠等を伴う立入調査を可能とし、立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げ(30万円以下→50万円以下)
2. 保護者に対する面会・通信等の制限の強化
 - ・一時保護及び保護者の同意による施設入所等の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信を制限できるようにすること。裁判所の承認を得た措置入所について保護者の付きまとい等を禁止できることとし、当該禁止命令違反に罰則付加
3. 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
 - ・児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとした。
4. その他
 - ・法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記

【平成20年改正】

1. 里親制度の改正
 - ・養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件見直し
 - ・都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化
2. その他社会的養護の見直し
 - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設
 - ・児童自立生活援助事業について、20歳未満の者を支援対象に追加
 - ・施設内虐待の禁止、通告義務を規定

【平成23年改正】

1. 児童相談所長の権限追加
 - ・里親委託及び一時保護中に親権者不在の場合の親権代行、監護措置権
 - ・親権に関する家庭裁判所への審判請求権
 - ・児童の生命、身体、安全確保にあたり親権者の意に反する措置の実施。

【平成28年改正】

- ・都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこと
- ・児童相談所の職員体制強化及び弁護士の配置（又はそれに準じた措置）
- ・臨検・捜索手続の簡素化、関係機関等による調査協力法定化
- ・被虐待児童への自立支援（親子関係再構築支援、里親委託等の推進、18歳以上の者に対する支援の継続）

【平成29年改正】

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合を対象に含む）

【令和元年改正】

- ・児童福祉施設におけるしつけ名目の体罰禁止
- ・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(抜粋)

平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇児発 0324 第 1 号)
関係機関と市町村、児童相談所の連携を一層強化するため、文部科学省及び厚生労働省で協議し「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成。指針に定められた市町村への情報提供の概要は以下のとおり。

1. 対象：要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」)にて進行管理し、当該機関に在籍する者
2. 内容及び頻度：概ね月一回、出欠状況、欠席理由、家庭からの連絡等
3. 手続き：事前に機関間で仕組みについて合意を得た上で、協議会から対象者を指定
4. 緊急時の対応：定期的な情報提供期日より前であっても、緊急時や連絡不能の場合は市に通告

民法等の一部を改正する法律の概要

平成 24 年 4 月施行

要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2 年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設(民法)
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し(民法、児童福祉法)
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化(児童福祉法)

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容(民法)
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定(児童福祉法)

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化(民法)
- 懲戒に関する規定の見直し(民法)
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示(民法)
- その他、所要の規定の整備(民法、児童福祉法、家事審判法、戸籍法等)

児童虐待防止対策における対応の主な留意点について(抜粋)

(平成31年3月29日千葉県健康福祉部児童家庭課課長)

このことについて、平成31年2月28日付け子発0228第1号にて、厚生労働省子ども家庭局長から別添のとおり通知がありましたので、写しを送付いたします。通知内容について職員に周知の上、御留意いただくようお願いします。

なお、本通知の留意事項のうち、「2. 通告元の秘匿にかかる留意点」について、学校等子どもの所属機関が通告元である場合、厚生労働省作成「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知。)に記載のとおり、通告機関から先に通告の事実を保護者に告知すること等、保護者に対する対応方法について、従来どおり通告元とで協議を行うことを妨げるものではないことを申し添えます。

新たなルールのポイント(抜粋)

平成31年2月28日
内閣府男女共同参画局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省子ども家庭局

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、2月28日に通知し、地方自治体・学校等に徹底。

○ 児童虐待対応に当たり、各機関が以下の責務を最大限果たし連携を進める。

- ・学校等:児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村・児童相談所等に通告・情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所:子どもと家族の状況の把握、一時保護、カウンセリング、家庭訪問、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置などの支援・援助を行うこと
- ・市町村:要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況把握・支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察:子どもの安全確保、事件化すべき事案の厳正な捜査等を行うこと

1 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

○ 市町村・児童相談所は、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する。

2 児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点

○ 虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校・保育所等は児童相談所や警察等の関係機関や弁護士等の専門家と速やかに情報共有し、連携して対応する。

3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

○ 家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。

○ 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

4 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

○ 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居すると情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。

5 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等

○ 配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)と児童相談所等は、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底する。

令和 2 年 3 月 31 日
健康福祉部児童家庭課

1 マニュアル改定経過について

初版発行は平成 26 年 1 月。平成 26 年以降の法改正や県内で発生した虐待死亡事例を受けて、令和元年 8 月に改定版を発行したが、この時点では、平成 31 年 1 月に発生した女児死亡事例の検証の最中であつたことから、暫定的な改定となった。今回の改定版は、死亡事例の検証結果等をふまえて、令和 2 年 3 月版として発行するものである。

また、令和元年 8 月版では、令和元年 6 月の児童福祉法及び児童虐待防止法改正（令和 2 年 4 月施行）の内容が反映できていなかったことから、これらの法改正の内容についても今回の改定に反映することとした。

2 検討経過

令和 2 年 1 月から 2 月にかけて、アドバイザー（大学教員）、市町村職員、児童相談所職員からなる改定委員会にて検討を実施してきた。県内市町村、県健康福祉センター、県児童相談所に意見照会した後、社会福祉審議会（社会的養護検討部会）からも御意見をいただき、改定内容を検討した。

3 主な改定内容

（1）令和元年 6 月法改正に基づく改定による追加内容

①体罰禁止の明文化

- ・親権者による体罰禁止（児童虐待防止法第 14 条第 1 項） **本編 P4**
- ・児童相談所長、児童福祉施設の長、里親による体罰禁止（児童福祉法第 33 条の 2、第 47 条第 3 項） **本編 P16**
- ・関連する国連の動向、国の政策、「機中八策」の紹介 **本編 P7, 8**

②介入と支援の分離（児童虐待防止法第 11 条第 7 項） **本編 P82**

③児童福祉司指導（児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号）等の措置を行う場合の医学的又は心理学的知見に基づく指導を行う努力義務（児童虐待防止法第 11 条第 1 項）

本編 P71, 72

④ケース移管における移管元児童相談所と移管先児童相談所の責務（児童虐待防止法第 4 条第 6 項） **本編 P78**

⑤子どもが家庭復帰する場合の留意点（児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号、児童虐待防止法第 13 条第 1 項） **本編 P103, 104**

⑥配偶者暴力相談支援センターが児童虐待防止のために連携を強化すべき関係機関とされたことの明記（児童虐待防止法第 4 条第 1 項） **本編 P127**

（2）第 5 次答申を踏まえた内容

①子どもの「最善の利益」（児童福祉法第 2 条）に関連して、子どもの声を反映し

たケースワークを展開するよう求めるとともに、子どもが自らの意見を表明するしくみを整えることを課題とした。**本編 P9**

②虐待対応にあたって家庭内の DV についても注目し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携して対応することとした。また、DV の本質を「支配-被支配」の関係性にとらえるなど、DV 対応に関する基本的な見方や知識を習得できるような項目を追加・充実させた。リスクアセスメントシートにおいても、DV に関連したリスクに着目しやすいよう配慮した。

本編 P6, 44, 45, 50, 63, 72～75, 103, 104, 126～128, 書式編 P4

③第 5 次答申のポイントとなる項目を抽出し、提言のうち虐待対応の実務者に直接関連する部分のポイントがわかるようにした。**本編 P11**

④虐待通告における通告元の秘匿（児童虐待防止法第 7 条）に関して、「市町村や児童相談所は、学校等子どもが所属している機関からの情報であることを、保護者に伝えない」ことを明記した。**本編 P45**

⑤初期段階のアセスメントの不備が指摘されたことから、初期段階のアセスメントにおける注意点（ジェノグラムの作成など）について追記した。**本編 P63**

⑥児童福祉司指導（児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号に規定されるいわゆる「2 号指導」）を活用する場合の目安を示した。**本編 P71, 72**

⑦一時保護について、一時保護を行う旨の保護者への告知は市町村に委ねず児童相談所が主体的に行うこととするとともに、一時保護に際しての児童の移送は原則として児童相談所が行うべきことを明記した。**本編 P98, 99**

⑧子どもが家庭復帰する場合の注意点について、児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号、児童虐待防止法第 13 条第 1 項も参考としながら追記した。**本編 P103, 104**

⑨児童相談所運営指針に基づき判定会議の意義と方法を明記するとともに、一時保護児童について援助方針会議実施前に判定会議で援助方針案を検討する流れを、フローチャートに位置づけた。**本編 P104**

（３）児童相談所の法的対応力強化の観点からの弁護士との協議結果に基づく改定

①立入調査及び臨検・搜索実施時に、対象者宅等の撮影が認められる理由を詳細に記載した（児童相談所運営指針や参考となる判例に基づき検討）。**本編 P88, 92**

②様式「立入調査決定通知書」の廃止。立入調査は行政処分ではなく、一般県民である保護者に文書で告知するという方式になじまないと判断。**書式編 P50**

（４）その他

①令和 2 年 2 月の厚生労働省による体罰禁止ガイドラインを参照した「マルトリートメント」（不適切な養育）概念の見直し。**本編 P6**

③「リスクアセスメントシート記入上の留意点」を追加。**書式編 P5, 6**

佐倉市人口動態(年齢別人口)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
0歳	1,214	1,150	1,180	1,141	1,169	1,148	1,150	996	1,049	950	885
1歳	1,258	1,311	1,224	1,243	1,217	1,265	1,200	1,182	1,054	1,084	977
2歳	1,392	1,311	1,364	1,258	1,268	1,277	1,290	1,240	1,206	1,084	1,098
3歳	1,376	1,461	1,336	1,399	1,284	1,310	1,299	1,293	1,271	1,246	1,107
4歳	1,338	1,398	1,467	1,353	1,415	1,301	1,313	1,325	1,316	1,282	1,258
5歳	1,451	1,360	1,428	1,491	1,366	1,444	1,321	1,315	1,350	1,329	1,288
6歳	1,465	1,488	1,370	1,431	1,495	1,397	1,442	1,336	1,333	1,362	1,338
7歳	1,463	1,470	1,496	1,378	1,436	1,519	1,396	1,445	1,362	1,330	1,372
8歳	1,507	1,476	1,477	1,504	1,379	1,476	1,529	1,404	1,467	1,366	1,330
9歳	1,519	1,519	1,486	1,490	1,508	1,397	1,490	1,540	1,416	1,469	1,375
10歳	1,529	1,528	1,525	1,490	1,495	1,528	1,402	1,508	1,545	1,432	1,476
11歳	1,538	1,547	1,521	1,522	1,502	1,528	1,540	1,406	1,512	1,546	1,444
12歳	1,588	1,551	1,555	1,523	1,522	1,522	1,534	1,552	1,426	1,519	1,552
13歳	1,611	1,591	1,567	1,559	1,533	1,542	1,537	1,541	1,553	1,554	1,519
14歳	1,531	1,621	1,592	1,568	1,563	1,556	1,559	1,539	1,539	1,548	1,419
合計	21,780	21,782	21,588	21,350	21,152	21,210	21,002	20,622	20,399	20,101	19,438
総人口	175,914	176,169	176,072	175,690	175,575	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695
年少率	12.4%	12.4%	12.3%	12.2%	12.0%	12.0%	11.9%	11.7%	11.6%	11.5%	11.1%

各年度3月末現在 住民基本台帳人口

児童虐待にかかる主な関連相談窓口

担当窓口	業 務 内 容	電話番号
市児童青少年課	児童虐待に関する通告、相談 家庭児童相談 DV相談 (児童虐待通告窓口 土・日・祝・夜間 484-1111)	043-484-6263
市教育委員会 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口	043-484-6185
市健康増進課	乳幼児の健診、育児相談、予防接種等 (健康管理センター 043-485-6711) (西部保健センター 043-463-4181) (南部保健センター 043-483-2812)	043-485-6711
市子育て支援課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口	043-484-6246
市社会福祉課	生活保護等経済的支援	043-484-6134
市障害福祉課	障がいをお持ちの方に関する相談	043-484-4164
ミウズ	女性のための相談	043-460-2580
地域生活支援センター レインボー	障がいをお持ちの方、特別な支援を必要とする子どもに関する福祉の地域相談窓口	043-463-1128
障害者生活支援センター アシスト		043-484-6392
いんば中核地域生活支援 センター「すけっと」	地域の福祉総合相談窓口	043-308-6325
佐倉警察署	児童虐待の緊急対応窓口（生活安全課）	043-484-0110
印旛健康福祉センター	DV相談 精神、こころの相談	043-483-0711 043-483-1136
中央児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 児童虐待相談・通告 24 時間	043-253-4101 043-252-1152
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待通報・児童相談等の受付	189
千葉県女性サポートセンター	DV相談(電話相談・24 時間年中無休)	043-206-8002
千葉県警察少年センタ ー	20 歳未満の皆さん・親：非行等の相談 (北総地区少年センター 0476-23-1891)	0120-783-497
精神保健福祉センター	診療・電話相談(月～金 9:00～18:30 祝日を除く)	043-263-3893
チャイルドライン千葉 子ども電話	18 歳までの子どもがかける子ども専用電話 (月～木 16:00～21:00 祝日を除く)	0120-99-7777
子どもの人権 110 番	児童虐待やいじめなどの子ども人権相談 (平日 8:30～17:15 年末年始祝祭日を除く)	0120-007-110
千葉地方法務局 佐倉支局	子ども人権相談 (月～金 10:00～16:00 祝日を除く)	043-484-1222 043-484-0220

令和元年度 児童虐待防止活動のまとめ

発行 令和 2 年 12 月

編集 佐倉市役所 健康こども部
児童青少年課 家庭児童相談班
〒285-8501
佐倉市海隣寺町 97 番地
電話 043-484-6263
